

本市の緑の課題検討等について

1. 緑を取り巻く状況の把握

1-1 社会情勢の変化

少子高齢化社会、人口減少

- ・少子高齢化の進行により、我が国の総人口は2008年をピークに減少に転じており、生産年齢人口も1995年をピークに減少に転じている。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計（出生中位（死亡中位）推計）によると、総人口は2065年には8,808万人にまで減少すると見込まれており、生産年齢人口（15～64歳）は2065年には4,529万人にまで減少すると見込まれている。（国土交通省白書より）

価値観の多様化

- ・国民の価値観の多様化について、歴史・伝統、自然、文化等経済的な側面以外の充実を求めるニーズが高まっています。このようなニーズの変化を踏まえ、都市も経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさやクオリティ・オブ・ライフ（生活の質）の向上等のニーズへの対応が求められている。（「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」より（国土交通省））

今後の都市公園やオープンスペースのあり方に関する動向

- ・新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会（国土交通省ホームページより）において、今後の都市公園やオープンスペースのあり方について以下の戦略を重点的に推進すべきとされている。
 1. 緑とオープンスペースによる都市のリノベーションの推進
 2. より柔軟に都市公園を使いこなすためのプランニングとマネジメントの強化
 3. 民との効果的な連携のための仕組みの充実

多様な主体による協働、共助による地域づくりに関する動向

- ・地域における住民、NPO、企業等の民間主体による活動形態が多様化・高度化し、公共的価値を含む領域（「多様な主体による協働」）の範囲が広がってきており、今後、このような潮流をさらに広げ、当該主体による地域経営や地域課題の解決のシステム構築に向けた活動環境整備を行う「多様な主体による協働」による地域づくりの必要性が示されている。（国土交通省ホームページより）
- ・本格的な人口減少社会を迎えた現在、地域における政策課題に対応するためには、個人の自助、行政等による公助に加え、住民や企業など地域の様々な主体が連携した共助による地域づくりを進めることが重要であり、国土形成計画においても、「多様な主体による共助社会づくり」が地域づくりにおける今後の課題とされていることを受けて、「今後の共助による地域づくりのあり方検討会」において、特に国土交通行政に関連する分野において、それぞれのアプローチにおけるポテンシャルの活用のあり方等について示されている。（国土交通省ホ

ームページより)

1. 共助による地域づくりのプラットフォームの提供 ・
2. 社会的インパクト投資の推進 ・
3. 公共物を活用した取組の推進 ・
4. シェアリングの発想を活かした取組の推進 ・
5. 地域外との人材交流の促進

環境・防災問題への対応

- ・国土交通省気候変動適応計画において、地球温暖化の進行により懸念される水害や土砂災害、交通への影響、ヒートアイランドの深刻化などの影響は、温室効果ガスの排出削減等を最大限実施しても完全に避けられないことから、緩和策と併せて、ハード・ソフト両面からの総合的な対策や自然との共生および環境との調和、地域特性の考慮や各層（行政、事業者、住民等）の取組推進などの基本的な考え方の下、適応策を推進する必要があることが示されている。（国土交通省資料より）

生物多様性の保全やSDGsに関する動向

- ・生物多様性の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催をふまえて平成23年（2011年）10月に施行された「生物多様性地域連携促進法」では、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的として示されている。また、COP10において採択された愛知目標（愛知ターゲット）の達成に向けたロードマップである「生物多様性国家戦略2012-2020」では、生態系サービスと人間生活との関わりから生物多様性の重要性について記載され、自然の仕組みを基礎とする真に豊かな社会をつくることが提示され、地方自治体、事業者、NPO等の民間団体、学術団体・研究者、市民といった様々な主体の自主的な取組と主体間の連携・協働の重要性が示されている。さらに、都市緑地法運用指針の改正に伴い策定された「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」では、都市の生物多様性の確保のために、緑の基本計画を活用してエコロジカルネットワークの形成を計画的に進めていくうえでの配慮事項が示されている。（国土交通省ホームページより）

エコロジカルネットワーク：動植物の生息地又は生育地としての緑地の規模や連続性等を評価して中核地区、拠点地区、回廊地区、緩衝地区となる緑地を配置するネットワークのこと。

- ・平成27年（2015年）9月、国連総会で持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする「2030アジェンダ」が採択され、環境と関わりの深い目標の達成を通じて、経済・社会の諸問題の同時解決につなげることが重要とされており、地方自治体においてはSDGsを地域における環境・経済・社会の状況を把握するためのツールとして活用することで、地域の強みや弱みの客観的な把握に活用することが期待されている。（環境白書より）

また、平成30年（2018年）12月に、北海道SDGs推進ビジョンが策定され、その中では、道内におけるSDGsの主流化や多様な主体が連携・協働した取組を促進し、北海道全体でSDGsの推進を図っていくこととしている。

以上より、

- ・市民、NPO、企業等、多様な主体による協働、緑の利活用・運営等、緑のマネジメントの必要性が示されています。
- ・身近な地域から地球規模まで、市民の環境志向が高まっています。

1-2 関係法令、上位計画等における位置づけ

都市公園法、都市緑地法の改正

< 都市緑地法の一部改正 >

- ・農地も「緑地」に含まれることが明記された。
- ・地域の実情にきめ細やかな緑地保全や緑化推進に係る取組を推進する観点から、緑地管理機構制度を見直し、指定権者や指定対象が緩和された。

< 都市公園法の一部改正 >

- ・十分利用されていない都市公園の活性化・魅力向上により公園利用者の利便の向上を図るためには民間の活力の最大限活用が必要であることから、都市公園内での飲食店、売店等の施設の設置、その他収益を活用した特定公園施設の整備、改修等を一体的に行うものを選定する公募設置管理制度が創設された。
- ・占有許可の対象として社会福祉法人が追加された。
- ・公園管理者が公園管理者と地域の関係者などから組織される協議会の組織が可能となった。

都市の低炭素化の促進に関する法律

- ・東日本大震災を契機とするエネルギー需給の変化や国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識の高揚等を踏まえ、市街化区域等における民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場・地域経済の活性化を図ることが重要として平成24年(2012年)9月に公布され、都市機能の集約化や緑・エネルギーの面的管理・利用などに関する低炭素まちづくりが推進されている。

北海道みどりの基本方針

- ・経済成長や人口増加を背景にした、「みどりの量を確保する時代」から住民の価値観の多様化や環境保全に対する意識の高揚、みどりがある程度整備された状況にあることから、みどりが持つ多機能性を再認識し、柔軟に使いこなすことにより、そのストック効果を高めることが重要となる「質を向上する時代」に入っていくと示されている。
- ・そこで、これからの都市の「みどり」のあり方について次のように示されている。
 1. 「みどり」のストック効果を高めるマネジメントの実践
 2. 官民連携による「みどり」マネジメントの実践
 3. 柔軟に使いこなす都市公園等のマネジメントの実践

- ・また、推進すべき施策として次のように示されている。

1. 緑の基本計画の充実化・高度化
2. 公園施設長寿命化計画への積極的な取組
3. 各種制度等の戦略的な活用

北海道区域マスタープラン（札幌圏都市計画区域）

- ・本区域の自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性として、市街地周辺の大規模な緑地によって良好な都市環境が形成されているが、人口及び産業の集中並びに市街化の進展により、市街地周辺及び市街地内の緑は減少を続け、郊外に比べ既成市街地の緑が少ないなどの地域格差も見られ、うるおいのある都市環境の形成が難しくなりつつあることから、自然、文化及伝統を後世に伝え、北国の風土に根ざした美しいうるおいのある都市環境を築くために「生活環境の保全」、「レクリエーションの場の確保」、「安全性の向上」、「都市景観の構成」の観点から公園緑地などを系統的に配置し整備保全に努めるとされている。
- ・そこで、緑地の都市計画区域に対する割合を約 20%、公園等の一人当たりの面積を 25.6 平方メートルとしている。

以上より、

- ・緑の効果的な整備・保全の推進や、緑豊かで魅力的なまちづくりの実現に向けて、民間活力を最大限に活かすことが示されてる。
- ・今後の緑は、量の時代から質の時代へと示されてる。

1-3 本市の緑に関する動向

北広島市人口ビジョン、北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略

- ・北広島市人口ビジョンによると、令和 22 年（2040 年）の総人口の推計結果は 46,784 人（社人研）に減少している。

北広島市総合計画（第 6 次）（現在策定中）

- ・ボールパーク及びその周辺の景観づくりについては、市民・事業者・行政の協働により、地域の個性や魅力を生かし、身近な森林や緑地などの緑を生かすとともに、景観に関する市民への啓発を進めるとしている。
- ・緑と調和したまちづくり、自然や緑を大切にすることを育むため市民協働による緑化、市有林の整備、森林環境譲与税等の有効活用、潤いのある水辺空間の保全、憩いの場としての公園の整備、民間事業者と連携した整備手法等の検討を進め魅力ある公園づくりなどを推進している。
- ・自然災害の発生を未然に防止するために、森林や河川の整備などの地山・治水対策により、災害に強いまちづくりを推進している。

- ・農地の保全については、耕作放棄地化を防ぐため、関係機関と連携した担い手の育成などにより、確保を図ることとしている。

北広島市都市計画マスタープラン（第2次）（現在策定中）

- ・都市づくりの理念として、「個性あふれる地区（まち）が結びついた緑豊かな都市」の視点が掲げられている。
- ・その中で、緑については、「緑あふれる都市づくり」として、身近な公園から大規模な公園まで、地区の特性や市民のニーズをふまえ、特徴ある公園の整備を図るとともに、住宅や施設などの緑化を推進し、緑あふれる都市づくりを進め、市民にうるおいと安らぎを与える森林や樹林地、農地などの市街地周辺の緑を保全するとともに、交流の場としての活用を図り、緑環境と調和した都市空間の形成を図りこととしている。
また、森林環境譲与税等を活用し、森林の適正な保全に努めます。などが明記されている。

北広島市環境基本計画

- ・自然環境・快適環境の分野において、「人とみどりと多様な生物が共存するまち」の実現に向け、森林を中心とした動植物の生息環境を守りつつ、暮らしの中で気軽に自然にふれあえる環境づくりを進めるため、「動植物の生息・生育環境の保全」、「緑化の推進、公園・緑地の確保と維持管理」、「自然や農とのふれあいの推進」、「地域に根ざした景観、歴史的環境の保全」という方針が示されている。

北広島市立地適正計画（平成30年12月策定）

- ・本市では、人口減少、少子高齢化が進行する中で、持続可能な都市構造の再編のためには、居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編が連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造への再編という課題を抱えている。
- ・このため、「中心的な地区へ居住・都市機能を誘導し、まちの再生をけん引する」の考え方を基に、本市の活力を創出し、北広島らしい自然と調和した、魅力あるライフスタイルを展開できる拠点地区を目指し、「利便性の高い魅力ある拠点の創出」、「若者・子育て世代から選ばれる魅力をもち、高齢者が安心して住み続けられる住環境づくり」、「利用者ニーズに合った公共交通ネットワークの形成」を踏まえた誘導を行うこととしている。
- ・目指すべき都市の骨格構造における誘導区域の設定については、本市の中心であり、まちの再生をけん引する地区として、広域的な都市機能が既に集積するJR北広島駅を中心とした拠点地区を「都市機能誘導区域」とし、医療施設、子育て支援施設、商業施設などを誘導、転出抑制するとともに、居住をコントロールするエリアと誘導を図るべきエリアを踏まえ、北広島団地地区および東部地区の一部を「居住誘導区域」に設定している。

北広島市景観形成基本計画

- ・本市の景観形成のテーマを「素敵なまちを未来へ伝える」としており、市内各所に広がる森林・緑地などは貴重なものであり、住民がそれを大切に思い、まもり・そだて・つくり、魅力ある景観づくりにつなげるとしている。それに伴う基本姿勢として、「田園的なものと都市的

なものを調和させます」、「森を大切にし、まちの緑を育てます」、「個性あるわがまちの景観をつくります」、「景観づくりに土地柄を反映させます」としている。

北広島鳥獣被害防止計画

- ・対象鳥獣である、エゾシカに対しては、侵入防止柵（電気牧柵）は、被害防止に大きな効果があることから、被害状況の把握、先進地域の情報収集を行い侵入防止柵の設置による効果的な活用を図るとしている。

北広島市農業振興地域整備計画

- ・既存農用地の保全のための活動として、既存農用地の保全、耕作放棄地の有効利用を図るため、地域の現状に応じたきめの細かい対策を実施する。また、新たに農地を必要とする新規就農希望者に対し、農業委員会と連携をとりながら適正な農地情報を提供するとしている。

北広島市森林整備計画

- ・森林が持つ多面的機能に配慮しつつ、発揮を期待する機能に応じた森林の整備を総合的に行うために、公益的機能別施業森林については、水源涵養の維持増進を図る「水源涵養林」、山地災害防止や土壌保全機能の「山地災害防止林」、市民にとって快適な環境を形成する機能の「生活保全林」、保健・レクリエーション、文化や生物多様性保全の機能の「保健・文化機能等維持林」、木材等生産の機能の木材等生産林に区別し、望ましい森林の姿へ誘導するため、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備・保全を図ることとしている。

北広島市公園施設長寿命化計画

- ・公園については、遊具、その他の施設などについての定期的な現地調査による点検を実施し、不都合や損傷の状態を把握し、異常が発見された場合は、適切な措置を講ずることや、計画的な更新が示されている。

北広島市街路樹維持管理指針

- ・街路樹は、都市に自然の緑を取り入れ、道路と周辺環境を合わせた地域全体の風致美観を向上させ、沿道との景観的な調和、通行の快適性の増進等を図る「修景機能」、視線誘導、遮光等により道路交通を円滑にし、交通の安全を図る「交通安全機能」、地域の環境改善に寄与し、道路交通により生ずる騒音排気ガス等の沿道に与える影響の軽減、微気象の緩和（緑陰の提供、防風等）や大気の浄化等の「環境保全機能」により、緑豊かな都市景観を形成するための維持管理を定めている。

以上より、

- ・ボールパークやその周辺、公園など緑による景観づくりが期待されている。
- ・災害対策や生物の多様性に対する必要性がうかがえる。

2.本市の緑の現状

- 2-1 緑の現状
- 2-2 地形・地質・水系・植生・生態系保全に係る緑
- 2-3 都市公園、学校、庁舎など
- 2-4 農地・農林など
- 2-5 歴史的文化財
- 2-6 土地利用
- 2-7 防災
- 2-8 景観資源
- 2-9 協働の取組

- ・本市の緑地面積は、平成 30 年度現在では 7,638ha (全体の 64.4%)、市街化区域で 342ha (全体の 19.9%) となっており、本市の緑を広域的な視点で見ると、札幌方面から恵庭に連なる山地の緑地や野幌森林公園から国有林、南の里の森、富ヶ岡の森、仁別・三島の森に連なる平地の緑、輪厚川や島松川など河川の緑地に分かれ、これら平地の緑、河川の緑地が連なり野幌森林公園から支笏湖方面につながる大きな緑の軸の一部を形成し、生物の生育・生息環境や貴重種が自生する緑となっている。
- ・市街地では、公園や緑地の計画的な整備が進められたことにより、災害時の避難場所としての機能や市民が身近にふれあえるレクリエーション施設及び公共施設が充実しているほか、東部地区及び北広島団地地区からなる北広島駅を中心とした土地の高度利用など多様な都市機能が集積しているほか、国道 36 号及び 274 号沿線には西部地区、大曲地区、西の里地区からなる工業・商業・福祉とといった 5 地区の市街地で構成されていますが、山林、農地は約 48% を占めている。
- ・旧島松駅通所周辺は、本市の重要な歴史を伝える地区となっており、市街地の外側に広がる南の里の森や仁別・三島の森及び特別天然記念物野幌原始林を含む国有林は、それぞれ 100ha を超える大規模な森林であり、地球温暖化の防止や野生生物(動物、植物、菌類)の生息環境の形成、保水機能による災害の防止などに役立っている。この 3 つの大規模な森林の間には、比較的小規模な樹林地や農地が分布しており、背景となる山地や丘陵地など景観形成の構成要素となる緑が存在している。
- ・市民協働による緑化や花づくり、公園の里親制度などの取組が行われている。

3.現行計画における取組の実績

- 3-1 緑の指標について
- 3-2 緑の保全及び創造について
- 3-3 緑化推進について
- 3-4 緑の普及について
- 3-5 緑化重点地区について

- ・平成 30 年度末現在の長期目標（令和 2 年度）に対する都市公園の整備達成率は 83.4%であり、そのうち市民にとって身近な公園である基幹公園の整備達成率は 76.9%である。
- ・長期目標の緑地の確保目標水準である 7,574.3ha、率として 63.9%の確保は、このままの状態でも推移していくと達成できると思われる。
- ・南の里地区の特別緑地保全地区の指定や、都市公園においては、市民ワークショップによる公園整備が実施されている。
- ・富ヶ岡の森では市民植樹祭や花のまちづくりとして、花のまちコンクールにより花職人の認定や、市民が積極的に緑づくりに参加できるよう、花いっぱい運動などをとおして、街区公園や街路植樹樹などに、平成 30 年度は 120 団体の協力により、緑づくりの啓発や里親制度による公園管理など市民と協働した緑化づくりを展開している。
- ・市民の森づくりとしての富ヶ岡の森、市民の休憩・休息の場としての学習の森や水辺の広場及び、輪厚川は親水空間として整備を行い憩いの場を提供している。

4.市民意識の把握

- ・令和元年 6 月 3 日から 21 日に実施した、市民意識調査では、市民 3000 人を抽出し、1,120 人から回答が得られ、37.3%の回収率でした。市の緑については豊かだと思うと回答した人が 685 人、61.2%、緑の量では変化はないが 573 人、51.2%という結果であり、自由意見は 542 件という結果となった。

5.本市の緑の課題

- ・現行計画における基本方針の枠組みをもとに、次の区分に応じて緑の課題を整理した。
 - 環境保全
 - レクリエーション
 - 防災
 - 景観形成
 - 市民の関心を喚起すること
 - 協働の緑
 - パートナーシップづくり
 - 保全すべき緑

6.改定の視点（基本方針）

- ・豊かな緑や森を将来の世代に引き継ぐ
- ・市民が生き生きと交流し、憩える緑をつくる
- ・安心・安全の緑を守り、つくり、育てる
- ・四季を彩る緑、ふる里の魅力を高める緑を大事にする
- ・市民との協働による緑づくりを進める